

# 運 営 規 程

トータルケアライフ株式会社  
コンサルテ居宅介護支援事業所

## コンサルテ居宅介護支援事業所 運営規程

### (事業の目的)

第1条 トータルケアライフ株式会社（以下、「事業者」という。）が開設するコンサルテ居宅介護支援事業所（以下、「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下、「事業」という。）は、要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容等について、居宅サービス計画を作成する。また居宅サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各サービス事業者等との連絡調整やその他の便宜の提供を行うとともに、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行なうことを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条
1. 事業の実施に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
  2. 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な 保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な 事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
  3. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
  4. 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護（予防）支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者（障害者支援）等との連携に努めます。
  5. 事業の実施に当たっては利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
  6. 事業の実施に当たっては提供する居宅介護支援の質の評価を自ら行い、常にその改善を図ります。
  7. 事業の実施に当たってはその他、「居宅介護支援の具体的取扱方針」は、居宅介護支援基準条例第16条を踏まえて行います。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地等は次のとおりとする。

1. 名称 トータルケアライフ株式会社 コンソルテ居宅介護支援事業所
2. 所在地 滋賀県大津市大江一丁目3番15号メゾン・ド・コンソルテ1F
3. 事業所番号 2570102661
4. 指定年月日 平成 22年 4月 1日

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者(介護支援専門員)： 1名  
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。
2. 介護支援専門員： 3名以上  
介護支援専門員は、要介護者からの相談に応じ、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の居宅サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う。
3. 介護支援専門員一人当たりの担当利用者数：45件未満とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 居宅介護支援事業所の営業日及び営業時間

1. 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始(12/30～1/3)を除く。
2. 営業時間：午前8時30分～午後5時30分までとする。
3. 上記の営業日、営業時間の他、24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者の相談に対応する。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

1. 利用者の相談を受ける場所：本事業所の相談室、利用者宅等

2. 使用する課題分析票の種類：居宅サービス計画ガイドライン
3. 課題分析の手順として、利用者との面接においてアセスメントを行い、その結果を専門的見地に基づき解決すべき課題に必要なサービスについて、長期、短期において目標並びに達成時期を示し原案を作成し、同意を得た上で居宅サービス計画の提供を行います。
4. サービス担当者会議の開催場所：本事業所の相談室、利用者宅等
5. 介護支援専門員の居宅訪問頻度：最低1ヶ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況把握及び連絡調整等の必要に応じて訪問する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は大津市(全学区)、草津市(全学区)とする。

## 第8条

(利用料等)

1. 要介護認定を受けられた方の居宅介護支援費は、全額給付されますので自己負担はありません。但し、介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合は、介護報酬の告示上の額を支払うものとする。
2. 交通費については、通常の事業の実施地域を超えた地点より10km未満を無料とし、10kmを超えると一律往復600円を請求するものとする。
3. 費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(事故発生時の対応)

- 第9条
1. 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
  2. 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(苦情発生時の対応)

- 第10条
1. 提供した居宅介護支援、または作成した居宅サービス計画に位置づけた居宅

サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

2. 提供した居宅介護支援に関して、市町村が行う文書その他の物件の提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村からの助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。
3. 提供した居宅介護支援に関して、国保連が行う文書その他の物件の提出や提示の求め、国保連の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して国保連が行う調査にも協力する。国保連からの助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

#### (個人情報保護)

- 第 11 条 1. 介護支援専門員および当事業所の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業所は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
  3. 事業所は利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

#### (人権擁護・虐待防止)

- 第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を配置する等、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修の機会を確保します。

#### (認知症に係る取り組み)

- 第 13 条 事業所は認知症対応力の向上のため、責任者を配置する等、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修の機会を確保します。

#### (感染症対策に係る取り組み)

- 第 14 条 事業所は感染症対策の強化のため、責任者を配置する等、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修の機会を確保します。

(ハラスメント対策に係る取り組み)

第 15 条 事業所はハラスメント対策の強化のため、責任者を配置する等、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修の機会を確保します。

(非常災害発生時の対応)

第 16 条 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制を構築するため、責任者を配置する等、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修の機会を確保します。

(暴力団排除)

第 17 条 1. 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の従業員は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ)であってはならない。  
2. 事業者は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(その他運営に関する留意事項)

第 18 条 1. 事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。  
2. 事業所は、居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保管する。  
3. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はトータルケアライフ株式会社とコンサルテ居宅介護支援事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(付則)

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。